

## 鳥取市水道局「週休2日工事」実施要領

### 1 目的

建設業界は、これまで社会資本の建設や補修、維持管理等を行い、地域経済の一翼を担うとともに災害の未然防止や災害時における応急対策、復旧などに努め、市民の生命と安全を守ってきたが、就業者の高齢化や若手技術者の離職などによる担い手不足によって、将来にわたって安定的に社会資本を維持していくことが困難な状況となっている。

この問題を解決するためには、建設業界においても働き方改革を推進していくことが必要であり、具体的な施策の一つとして挙げられるのが「週休2日制の推進による休日の確保」である。

本要領は、建設現場において「週休2日工事」を実現するに当たり必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

#### (1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、余裕期間、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者からあらかじめ対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

#### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

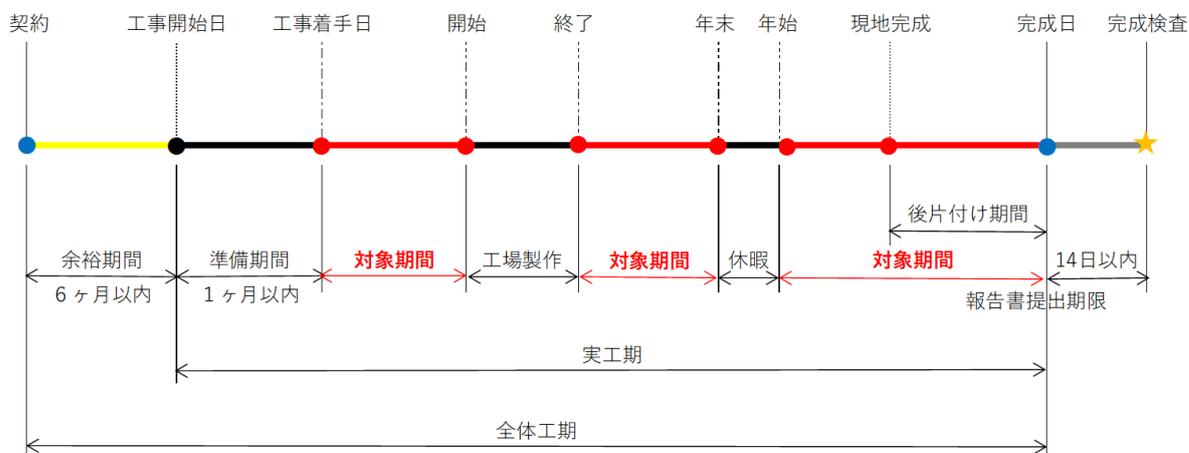
#### (4) 閉所日

対象期間において、現場閉所が行われた日をいう。

#### (5) 4週8休以上

対象期間日数内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5パーセント（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

## 【対象期間のイメージ】



※工事開始日とは工事の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。

※工事着手日とは工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所棟の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）の初日をいう。

### 3 発注方式

週休2日工事は、受注者の希望によって週休2日に取り組む「受注者希望方式」とする。

### 4 対象工事

週休2日工事の対象は、鳥取市水道局が発注する全ての建設工事とする。ただし、次の工事については対象外とする。

- (1) 緊急性を要する工事
- (2) 早期の工事完成が望まれる工事（災害復旧工事等）
- (3) そのほか発注者がふさわしくないと判断した工事

### 5 実施方法

- (1) 発注者は、週休2日工事の実施に当たっては、「週休2日工事」である旨を現場説明書に明示し、受注者の希望によって週休2日工事の対象とする。
- (2) 発注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日における現場閉所並びに年末年始及び夏季休暇、また降雨、降雪等による作業中止などによる現場休止を考慮した工期を設定しなければならない。
- (3) 受注者は、発注者に対して工事着手日までに週休2日工事の希望の有無について書面により監督員に提出しなければならない。（別添様式1）
- (4) 受注者は、週休2日工事を希望した場合、対象期間において「週休2日相当の閉所日」（4週8休以上）の確保に努めなければならない。なお、天候等により休工し、作業日を振り替えた場合は閉所日として認めるものとする。（1か月単位でなく、全体対象期

間において「週休2日相当の閉所日」を確保すればよい。）

- (5) 受注者は、週休2日工事を希望した場合、技術者等の休日を確保するための具体的な取組について明示した施工体制及び工事工程表を作成し、施工計画書に明記すること。
- (6) 受注者は、下請業者を含む現場労働者等に対して、閉所日においては事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。
- (7) 受注者は、当該工事が週休2日工事であることを明示した看板を設置するものとする。
- (8) 受注者は、特別な事情により工事期間中に週休2日工事の実施が継続困難となった場合は、理由を添えて速やかに発注者と協議を行うこと。

## 6 工期の変更

工期の変更については原則として認めないが、受注者の責により難しい場合は変更を認める。

- (1) 施工条件等の変更により、全体の工程に影響が生じた場合
- (2) 工事中止などにより全体の工程に影響が生じた場合
- (3) 著しい天候の悪化のため作業不稼働日が多く発生した場合
- (4) 資材等の調達が困難なため全体の工程に影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により全体の工程に影響が生じた場合

## 7 確認方法

- (1) 発注者は、工事現場の労働者の休日等の取得状況を工事週報、休日・夜間作業届等により適宜確認し、「監督業務チェックリスト」に記載する。
- (2) 受注者は、工事現場の労働者の休日等の取得実績が確認できる休日等取得報告書を作成し、工事完成日までに監督員に提出すること。（別添様式2）

## 8 積算方法等

### (1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、次表のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

#### 【4週8休以上】

現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上の場合	
労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費	1.04
現場管理費	1.06

【4週7休以上】

現場閉所率 25.0%（7日/28日）以上の場合	
労務費	1.03
機械経費（賃料）	1.03
共通仮設費	1.03
現場管理費	1.04

【4週6休以上】

現場閉所率 21.4%（6日/28日）以上の場合	
労務費	1.01
機械経費（賃料）	1.01
共通仮設費	1.02
現場管理費	1.03

※現場閉所率＝閉所日／対象期間日数

(2) 補正方法

4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、その達成状況に応じて補正分を減額するものとする。

9 アンケートの実施

週休2日工事の検証を行うため、週休2日工事を希望した受注者は完成検査までに別に定めるアンケートに回答し、監督員に提出しなければならない。（別添様式3）

10 その他

- (1) 週休2日工事の実施において4週8休（現場閉所率28.5%）が確保出来なかった場合でも、直接的な工事成績の減点は行わないものとする。
- (2) この要領に定めのない事項については、必要に応じて受注者と発注者の協議により定めるものとする。

11 附則

- (1) この要領は、令和3年6月1日から施行する。
- (2) 鳥取市水道局週休2日モデル工事試行実施要領（令和2年4月1日制定）は、廃止する。